

第3回智頭町議会臨時会会議録

平成27年11月16日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第92号 物品購入契約の締結について
- 第 5. 閉会中の継続調査の申し出について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第92号 物品購入契約の締結について
- 第 5. 閉会中の継続調査の申し出について

1. 会議に出席した議員（11名）

1番 高橋達也	2番 大藤克紀
3番 岩本富美男	4番 中野ゆかり
5番 平尾節世	6番 谷口雅人
7番 岸本眞一郎	8番 徳永英太郎
9番 石谷政輝	10番 酒本敏興
11番 大河原昭洋	

1. 会議に欠席した議員（1名）

12番 南 肇

1. 会議に出席した説明員（3名）

副町長	金児英夫
総務課長	葉狩一樹

企 画 課 長 河 村 実 則

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 寺 坂 英 之
書 記 大 藤 翔 太

開 会 午前9時30分

開 会 あ い さ つ

○副議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第3回智頭町議会臨時会を開会します。

なお、本日は議長が入院中で欠席のため私、副議長の大河原が地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○副議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番 岸本眞一郎議員、8番 徳永英太郎議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○副議長（大河原昭洋） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日程第 3. 諸般の報告

○副議長（大河原昭洋） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 9 月分から平成 27 年 10 月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配布しておりますのでご了承下さい。

次に、お手元に配布のとおり、議員派遣が提出されておりますのでご報告いたします。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会が、去る 10 月 26 日、27 日に開会され、2 件の議案が上程され原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、八頭環境施設組合議会定例会が、去る 10 月 27 日に開会され、3 件の議案が上程され原案どおり可決されています。

なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今臨時会の説明員につきましては、11 月 9 日付けをもって町長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静については、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧頂き、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4. 議案第 92 号 上程

○副議長（大河原昭洋） 日程第 4、議案第 92 号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金児副町長。

○副町長（金児英夫） 本日ここに、第 3 回臨時町議会を招集しましたところ、

議員各位にはご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

議案第92号 物品購入契約の締結につきましては、告知システム親局管理装置及び町内無料電話システム SIP プロキシサーバの購入について、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めます。

詳細については主管課長をもって説明させていただきますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○副議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第4、議案第92号 物品購入契約の締結についての補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間については、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

議案第92号 物品購入契約の締結について、補足説明を求めます。

河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 議案第92号 物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めます。

1、物品名及び数量、（1）告知システム親局管理装置1台、（2）町内無料電話システムSIPプロキシサーバ1台。

2、契約金額、16,346,880円。

3、契約の相手方、鳥取市湯所町2丁目258番地、西日本電信電話株式会社鳥取支店 支店長 高須幸敏。

4、契約の方法、随意契約。

以上でございます。

○副議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前9時37分

再 開 午前9時37分

日程第4、議案第92号 物品購入契約の締結についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第92号 物品購入契約の締結についてを採決をします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立 10名)

○副議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 閉会中の継続審査の申し出について

○副議長（大河原昭洋） 日程第5、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年第3回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成27年11月16日

智頭町議会副議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎

智頭町議会議員 徳 永 英 太 郎